

第 6 8 回 兵 庫 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会

令 和 5 年 6 月 2 7 日 (火)

県 庁 3 号 館

第 6 8 回兵庫県国土利用計画審議会

令和 5 年 6 月 2 7 日 (火)

県庁 3 号館 6 階 第 6 委員会室

開会 午前 1 0 時 0 0 分

○事務局

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは諮問案件につきまして、順次説明に入らせていただきます。座って失礼いたします。まず、資料の 1-1 をご覧ください。最初の案件でもございますので、初めに図面等の説明をさせていただきます。左下の図が位置図になっております。右上が航空写真になっておりまして、ピンク色のラインで囲まれている部分が、今回の変更箇所となっております。縮尺はわかりやすいように任意の大きさにしてございます。右下の図が、今回変更予定の土地利用基本計画図の一部となっております。これにつきましては、参考資料の 3 をあわせてご覧ください。土地利用基本計画は、5 地域に区分されております。地域の考え方については、資料 3 に記載の通り、まず一つ目、都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域となっております。土地利用基本計画図はピンク色で表示されております。続きまして農業地域ですが、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域となっております。基本計画図では黄土色で表示されております。三つ目、森林地域ですが、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興、又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域となっております。基本計画図では、緑色で表示されております。四つめ、自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域となっております。基本計画図では青色で表示されています。五つ目、自然保全地域ですが、これは良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要がある地域となっております。基本計画図では紫色で表示されております。個別規制法ごと

の細区分を、それぞれの五地域区分の下に表示させていただいております。また、変更案件が範囲の縮小案件の場合は、縮小部分を黄色、また拡大案件の場合は、拡大部分をピンク色で表示するようにしております。それでは諮問案件、赤穂農業地域の拡大についてご説明いたします。資料 1-1 をご覧ください。こちらの案件は、場所が赤穂市西有年になっておりまして、山陽自動車道吹田山口線、赤穂インターチェンジの西に位置しております。現在、都市地域と森林地域に入っておりまして、今回そこに農業地域を加えます。農業地域の面積を 19ha 拡大することになります。変更する理由としましては、本区域は畜産酪農収益強化整備等特別対策事業により整備する施設用地を整備し、畜産の振興を図るため、農業振興地域に編入を行うこととします。土地の利用に関する事項としましては、畜産酪農のための施設を整備し、農地としての機能の向上を図ります。その他事業に関する事項としましては、農振法による農業振興地域に編入の予定となっております。農業振興地域につきましては、令和 5 年 8 月に編入の予定となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、畜産酪農農業用施設、今回牛舎ですけれども、これを建設するのみで土地の造成行為はございません。地域住民等への協議状況ですが、大津自治会への説明会が、令和 4 年 5 月に実施されており、この際住民からの要望は特にございませんでした。以上、諮問案件 1 の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問ご意見ございましたら、お願いいたします。

○1 番委員

はい。

○会長

お願いします。

○1 番委員

聞きたいのはただ1件です。もともとおられる方が牛舎をしたいとおっしゃっているのか。それとも全くこの地域に住まわれていない新規の方が、来られるのかどちらでしょうか。

○事務局

お答えします。規模拡大の方で、赤穂市ですでに酪農されておりまして、移転して規模拡大を図る形になります。

○1番委員

移転ですか。

○事務局

はい。

○会長

はい、お願いします

○1番委員

この大津の自治会員ではない方が、赤穂市の方ですけど、来られてやりますと言っておられるということで、もともと、大津には牛舎は他にはなかったのでしょうか。

○事務局

はい、そうです。もともと大津にはなくて、赤穂市の違う場所で酪農をされていて、今回は規模拡大で、こちらの方に来られることになります。

○会長

よろしいですか。はい、お願いします。

○1番委員

牛舎の牛糞が出てきて、自治会の方がもうOKしていらっしゃるからいいですけど、有効利用の話はないですか。

○事務局

堆肥の有効利用については、この方が酪農家で、飼料用の稲を大量に作る上で周り

の農地を使うということで、堆肥が還元される形で今計画は進めております。

○1番委員

はい。ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。ありがとうございます。続きましてお願いします。

○2番委員

はい。どのぐらいの規模の牛舎でしょうか。何頭ぐらいかはもうわかっていらっしゃいますか。

○事務局

お答えします。牛舎は4棟設置し、その他事務所、堆肥舎、飼料用倉庫等で計8棟の関連施設となっております。頭数としては、1100頭の酪農ということで県内最大規模の酪農家になります。

○2番委員

はい。ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。では3番委員お願いします。

○3番委員

新温泉町は酪農が非常に盛んで、新規で堆肥センターや牛舎を作ると、非常に匂いのこと、それから堆肥の処理について非常にシビアです。畜産の町ですけど、すごく厳しい意見もあります。そういった堆肥センターを町で造るという提案もいただいていますけれども、一方で場所選定が極めて難しい。そういう状況です。匂いであるとか周辺のそういう環境についてはどうですか。特に問題はないですか。

○事務局

臭いの対策については、既存の牛舎の方でも臭い対策ということで、牛に食べさせて匂いを軽減させるような添加剤等もありますので、そういうのを活用して、現施設

においても、特に住民からの苦情がないと聞いております。今回のところも牛にそういう添加物とかを食べさせて、臭いを軽減するというような計画をされていますし、堆肥の方は、周辺の農地に還元していくということで、地域、農業の発展にも繋がると考えておりますので、今回、住民説明会の際には特に意見はなかったと聞いております。

○3番委員

堆肥にする場合、処理場というか、うちだったら堆肥センターを作ってくれとかね。一定腐らすような処理をしてから、田んぼにまくという、そういう流れが基本ですけども、牛糞を田んぼにまくということは皆さんやっていますしね。そういう処理については大丈夫ですね。

○事務局

はい。堆肥舎についてもかなり大きいもので、自分のところですべて堆肥生産ができるような堆肥舎を作っておられますし、さらに今年度の事業で、製品を置いてそこから運んでいく一時置き場も整備する計画になっていますので、自分のところで完結するような堆肥舎を整備しています。

○3番委員

わかりました。

○4番委員

よろしいでしょうか。はい。ちょっと初めて参加しますので、教えていただきたいのは、今回、位置図でピンク色がかかっているところが、全体として19haなのか30haなのか、その地域の指定が重複して関わっている状態なのかどうかということです。それから2点目が、今回、その建物が建ったところが地域の指定が重複していた場合には、どのエリア、どの地域のところに建っているのですかという2点です。

○会長

お願いします。

○事務局

まず、このピンクのエリアの面積の表示ですが、合計が 19haを示しております、全ての範囲が都市地域と農業地域で 19haになっています。このうちの 11haだけ森林地域が重なっているという地図上の表現になっております。ご質問いただいた、重なり合うことがあるのかというお話ですけれども、5種類の地域に県土を当てはめるといふ話は、五つに分けるのではなくて、五つのどの地域に適合するかを、重ね合わせて決めているのが国土利用計画法の土地利用基本計画図になりますので、表記としてこのような形になっております。実際に建物が、どこの区域は挟まっているかですが、少なくとも都市地域と農業地域は必ず重なっているのですが、森林地域が建物のどこまで重なっているについて把握できていないので、後日、農政課にご確認させていただいて、回答させていただくという形でもよろしいでしょうか。

○4番委員

はい。すみません。手間を掛けますけど、例えば森林地域で開発許可がかかっていたりして、そういった許可の手続きがとられているのですかということも、合わせて教えていただければと思います。

○事務局

はい。この後の案件にも出てくる話に繋がりますけれども、森林地域で 1ha以上の開発が発生するときには、林地開発許可というものが必要になってきます。ただ、今回に関しましては、造成行為というものが基本的にありませんので、林地開発許可案件ではないということは、確認させていただいております。

○4番委員

承知しました。今の回答で先ほどの後日、検討いただくという点は、私自身クリアになりましたので、その必要ございません。

○事務局

かしこまりました。ありがとうございます。

○会長

他にいかがでしょうか。

○5番委員

こちらに収益強化と書いてありますけども、どのようにされているのか教えていただきたいのと牛のゲップですね。あの問題をどういうふうにこの中で整理されているのか、お願いいたします

○会長

はい。事務局お答えいただけますでしょうか。

○事務局

失礼します。すみません。一つ目の質問は、この事業はどんな事業かということによろしいですか。

○5番委員

はい。収益の強化は、どうされているのかということです。

○事務局

はい、お答えします。畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業というのは、通称畜産クラスター事業という事業になっていまして、これは畜産農家だけではなくて、地域の関係事業者である農協ですとか、酪農組合、甲種農家、行政というような多くの関係機関が入りまして、地域の中心的な形態である畜産農家、今回の農家の方の規模拡大や生産コストの削減などを目指しているということで、今回は規模拡大によるスケールメリットということと、あとは先ほどもお話しました飼料用稲をたくさん作りまして、それを安く作って牛に与えるということで、収益性を改善していこうという計画で進めております。それが一つ目ということによろしいですか。はい。二つ目のゲップ、よく言われるメタンゲップですけど、ここで対策されているかわからないですけど、兵庫県の中でも、添加物みたいなものがありまして、ゲップを抑えるような取り組みも最近されていますので、そこの地域でされるかわからないですけど、ゲッ

プを押さえるような添加物を、最近では給餌されている事例もあります。ここでやられるかどうかは、まだ確認はできてないところです。

○会長

よろしいですか。はい。ありがとうございます。ではお願いします。

○6番委員

すみません。今年の8月に農業振興地域への編入とのことですが、そのあと農用地区域に編入されたりするのでしょうか。

○事務局

はい。それも予定しておりまして、来年度ぐらいの計画を予定しております。

○会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。すみません、私からちょっと1点お伺いしたいのですが、これ線路を跨いだ区域の指定ということで、この辺りにちょっと違和感があるのですが、このようにする必要があるのでしょうか。

○事務局

事務局です。お答えさせていただきます。線路跨いでのエリア指定ということで、線路部分も農業地域として含めることが適切かというお話ですが、この19haという広さでのエリア指定ですが、建物を建てる部分の付近だけでいいのではないかとということも考えられるのですが、先ほどお話があった牛糞対策を踏まえ、かなりの距離を取ってエリア指定しております。線路があるから外すということではなく、その建物の周囲に決められた広さに関して、農業地域として指定する必要があるということで、このような図示になっております。

○会長

はい、ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。ご質問が出尽くしたということで、続いてこの諮問案件1-1につきまして、お諮りしたいと思います。こちらは挙手をお願いすることになります。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。反対の方いらっしゃいますか。反対の方、挙手をお願いいたします。はい。全員賛成ということで異議なしということで、答申させていただきたいと思います。ありがとうございました。それでは続きまして、諮問案件 1-2 に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

はい。諮問案件の二つ目、姫路森林地域の縮小について、ご説明させていただきます。資料 1-2 をご覧ください。こちらの案件は、姫路市夢前町になっておりまして、中国自動車道夢前スマートインターの西側の山林に位置しております。現在は森林地域となっておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、白地地域となります。変更面積は 4ha です。森林法の許可が、令和 2 年 1 月 23 日、工事の完了確認日は令和 4 年 3 月 29 日、太陽光条例の事業計画届が令和元年 11 月 14 日に提出されております。森林法の許可基準により整備をしております、工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の設置基準にも適合しております、地域住民との協議状況につきましては、高長自治体への説明会が令和元年 6 月 23 日に行われておりまして、その際、住民の方からの要望といたしましては、主に調整地及び雨水に関する要望が出されております。これらの要望に対する対応としましては、自治会と事業者がすでに協定を締結しております。以上、説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。ご説明ありがとうございます。そうしましたらこの案件につきましてご質問いかがでしょうか。はい。お願いします。

○2 番委員

地元の自治会からの要望ということで、これでは中身がわからないので、具体的にどういう要望があって、それに対して、どのようにしていくという、その協定の中身

そのものを教えていただけますでしょうか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

事務局です。説明会の具体的な資料について、準備させていただきまして、後で回答させていただきますよろしいですか。

○2番委員

はい。大丈夫です。後で教えてください。

○会長

そうしましたら、時間いただいて、後程ご説明ということで、そのほかご質問ありますでしょうか。

○7番委員

例えば災害時とか、この地域が孤立したときに、この電気を地元が使えるのかというあたりはいかがでしょうか。

○会長

事務局、ご説明お願いいたします。

○事務局

今回設置した太陽光パネルの電力を、地元の方が使えるかどうかということで、関係課からよろしいでしょうか。

○事務局

お答えさせていただきます。基本的に、こういう施設につきましては、この辺りであれば関電に、供給し買い取ってもらうというように基本的には関電とのやりとりということで、地元で災害があつて停電したときに、地元へ供給するというような設備の仕様にはなっていないことが多いということだけ申し上げさせていただいて、ここがそうなっているかはちょっとわかりませんが、おそらく災害時に使える

というような対応はなされていないと考えます。

○7番委員

ぜひそういう場合、兵庫県の場合、あちらこちら寸断されることもあったりすることもあるとよく聞いておりますので、地元災害時には、地元で電気が供給できるような形に切り換えられるようなことで、ご指導いただくようなことを考えていただきたく思います。よろしく願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。

○事務局

はい。事務局です。先ほどの高長自治体からの申し入れについて、説明させていただきます。まず一つ目としましては、調整池の一つがもともと谷池の下にあり、盛り土した場合に水が出たときに崩れて流れ出すのではないかと、そういった土砂を食い止める方法は検討されているかという申し出がありまして、事業者側からの回答としましては、土砂もすべて水路を通じて、ため池の下に流れるような設計を講じており、盛り土が崩れないようにするために、法面緑化を設定するとともに、年間に土砂が落ちる量を計算して、その量を補足するための木の柵を設けて土砂を食いとめるなどの対策を講じているとのことでした。

○会長

はい。先ほどのご質問へのご回答よろしいですか。

○2番委員

はい。それで安全だということが確認されたということで、地元の方々もまた、納得されたということでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。その協議内容で、ご了解いただいているということです。

○2番委員

ありがとうございます。

○会長

3番委員お願いします。

○3番委員

発電能力はいくらでしょうか。

○事務局

届出書の数値を正確に確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。すみません。

○会長

確認をしていただくということで、他の質問の方、先に進めさせていただきます。

はい。お願いいたします。

○4番委員

繰り返し申し上げて恐縮ですが、初めて参加させていただきますので、ちょっと勝手がわからなくて、ちょっとピントの外れた質問かもしれないのですが、今回の案件を含めて、この報告関係の中にも、太陽光発電設備の設置に関する案件があるのですが、設置について、国土利用土地利用上の是非みたいなものが、どこでチェックがかかるような仕組みになっているのでしょうか。要するに資料を拝見すると、設置されたことよって森林法から外れました。ここでは白地にしますというのは、何かこういう設備がここにあるべきなのかどうなのかという議論について、実質的にチェックがかかってないようなふうに見受けられてしまうのですが、そのあたりはどういう仕組みになっているのでしょうか。

○事務局

はい。お答えさせていただきます。まず、太陽光パネルをそこに設置してよいかどうかを審査するものは、兵庫県が管轄しているものでは基本的には無く、太陽光条例という手続きはありますが、こちらでも5000㎡以上の規模を超える太陽光パネルを設

置する際に、技術基準等がありますので、それに則っているかどうかというところを条例で確認するというものが、現状、太陽光パネルの設置にかかってくる手続きになっております。もう一つ、今回の案件のように、1ha以上森林地域をさわるようなことがあれば、林地開発許可が発生しますが、林地開発許可に関しましても、主に森林がなくなることについて保水機能や、土壌が弱くなることについて技術的などころをクリアできているかを、審査されていますので、そこにパネルを置いて良いかという審査ではないというのが現状でございます。また、この国土利用計画審議会のあり方について、このタイミングで審議に上がってくるというところの話ですが、お手元の参考資料4をご覧くださいと思います。まず原則的に、計画図を変更する時には、この国土利用計画審議会で変更を決めまして、個別法の手続き等を進めていく形がセオリーになりますが、林地開発によって森林地域が縮小する案件に関しましては、全国的な話になりますが、法律上、国土法での森林地域が、現況に森林があるかないかというところを定義として持っているということ、林地開発前に森林地域を変更したときに、林地開発が長引く場合というのが多くございまして、今回の報告案件にも1件ありますが、20年、30年と開発行為がずっと続いてしまって、現況の状態と区域図が大きく乖離してしまうことを防ぐために、国土利用計画審議会では、林地開発が行われて技術的な基準もクリアされているということを確認した後に、こちらの審議会に変更に関しての審議、又は報告が行われるという手続きの流れになっております。開発後に、諮問として上がってくるというのはどうなのかというのは、他の自治体でも、実際疑問として挙がっておりまして、平成21年に国から審議会の運営に関して、諮問として挙げるのではなくて、審議会運営を円滑に進めるために、それぞれの自治体で運営方法を諮るよう通達がありましたので、兵庫県に関しては、森林地域が縮小されて、他の地域に担保されてない白地地域と言われるものが出てくる場合には、諮問として挙げさせていただく。森林地域にもともと重なりがあって、都市地域や、農業地域と重なり合っている場合については、諮問はせず、報告案件として

処理するということで、審議会の方を円滑に進めるという手続きをさせていただいております。

○4番委員

はい。ご説明いただいた点については理解できました。事後的に審議が上がってくることも問題ですけど、やはり全体としての計画、マネジメントの観点が抜けているということですよ。案件毎に開発許可で、技術的な面のチェックはされているけれども、県土全体としての観点で、そこがどういう利用がされるべきであるかというところで、チェックがなかなか働かないというのは、制度上、そういう問題があることはわかりました。すみません、本案件に直接は関係しないですけれども、確認させていただきたいというところで、ありがとうございました。

○会長

はい。ありがとうございました。委員会での大きな疑問の一つになる点かと思えます。兵庫県としては小規模な太陽光パネルであれば、このような形で、極端なことを言ってしまうと、どんどん作れてしまうという、そういったところが残っているということは、制度上の問題であるという認識が必要であるということによろしいでしょうか。

○4番委員

はい。

○会長

はい。ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。はい。よろしく願いいたします。

○8番委員

この国土利用計画審議会では、区域の変更とかいろいろなものを審議されて、一方では森林審議会というのがある、そこで開発行為とかいろいろなものについて審議され、森林審議会の中で、この森林についてはこういうふうな開発がされたから、森林地域

から除外しますという動きもあります。つまり、国土利用計画審議会と森林審議会の関係ですが、個別法がそういうふうな審議会制度をとっている一方で、国土利用計画審議会では区域の変更が審議されています。その辺の整理をもう少し説明をしていただいた方が、何となくダブってしまって、例えば今委員がおっしゃったように、技術的な面は個別法で処理をしているため、この国土利用計画審議会では開発の審議をするようなものではないような感じもするのですけれども、その辺を整理し、コメントいただけたらと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○事務局

お答えいたします。森林審議会と国土利用計画の審議会で、どういう役割があるかについて、ご説明させていただければよろしいでしょうか。

○8番委員

そうですね。はい。

○事務局

はい。森林を開発してよいかどうか、技術的にも問題ないかの是非に関しては、森林審議会、国土利用計画審議会のように、先生方をお招きいただき、ご意見いただいて開発を進めていく形になっております。この国土利用計画審議会ではその開発がよかったのか悪かったのかというお話というより、変わることによって今後の兵庫県の土地利用について、太陽光パネルの設置をそのまま進めていいものなのか、森林をもっと保全していく必要があるのではないか、もしくは開発するにあたって、技術基準をクリアしているものであるから、適度に都市化していくべきではないのかというところで、上位計画という法律上の立て付けになっておりますので、個別規制法の中の基準をクリアし、変更することを受けて、今後の兵庫県の土地利用が、こういった方向に進んでいくのが望ましいかというところを俯瞰して、判断していただくという形になっております。どうしても細かい技術的なところが気にはなるのですけれども、国土利用審議会としての立ち位置としては、この兵庫県という大きな括りで見るとき

に、土地利用上、どこを都市にしていったら、どの地域の森林を守っていくかといった土地利用の方向性を考えていくという立ち位置になっております。ご質問ありがとうございます。

○ 8 番委員

はい。ありがとうございます。

○ 会長

はい。ご質問どうぞ。

○ 9 番委員

今のご説明ですと、例えば今、ここで説明いただいた調整地の対策とかというのを、もうすでに開発された後で、ここで意見をとられても意見を出しにくいところはあると思うのですね。だからむしろ今のご説明を鑑みると、兵庫県全体で森林地域がどのくらいあって、そのうちの何パーセントが宅地になりましたとかというそういう資料をお見せいただいた方が、今の説明に沿った議論ができるのではないかなと思った次第です。ちょっとコメントになります。

○ 会長

はい、ありがとうございます。今のご指摘ももっともだと思いますので、個別案件のものというよりは、この審議会では、兵庫県全体の土地利用が現状どのように変わっているのか、このままでいいのか、今後どうしていくべきなのかについて全体を俯瞰するような、そういった議論が必要だということかなと思いましたが、その辺り少し事務局の方で少しご検討いただいて、また次回の審議会ですらういった議論ができればありがたいと思います。よろしく願いいたします。そのほか、この案件につきましてはいかがでしょう。補足ですか。はい、お願いします。

○ 事務局

先ほどご質問ありました出力規模ですけれども、3240kwでございます。

○ 会長

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら諮問案件 1-2 につきまして、お諮りさせていただきます。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員ですね。反対の方いらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。全員賛成ということでございますので、異議なしということで答申させていただきたいと思っております。ご審議いただきましてありがとうございます。続きまして報告案件となりますが、報告案件については、少し量が多いですが 7 件まとめて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

はい、それでは報告案件についてご説明させていただきます。報告案件 7 件につきましては、すべて森林地域の縮小案件でありまして、さらに森林地域が縮小された後の白地地域を生じない場合となっております。参考資料の 4 や 5 の記載のとおり、本件では報告という形になっておりますので、ご了承ください。

それでは順番に説明させていただきます。資料の 2-1 をご覧ください。神戸森林地域の縮小になります。こちらの案件は、場所が神戸市西区櫛谷町寺谷で、神戸淡路鳴門自動車道神戸西インターチェンジの西側に位置する森林です。太陽光発電の設置により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものになります。森林法の許可日が、平成 31 年 4 月 11 日。完了確認日が、令和 3 年 11 月 22 日となっております。太陽光条例に基づく事業計画届は、平成 30 年 12 月 7 日、完了届が令和 3 年 11 月 30 日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備しており、工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の施設基準にも適合しております。地域住民との協議状況ですが、寺谷自治会への説明を平成 29 年 3 月 22 日、7 月 14 日、9 月 25 日、平成 30 年 7 月 2 日の計 4 回実施しておりまして、その際、住民の方からの要望としましては、主

に災害対策と周辺の影響について、要望が出されております。要望に対する対応としては、自治会と事業者が協定を締結する形となっております。

続きまして、報告案件 2 について、ご説明させていただきます。資料 2-2 をご覧ください。こちらも神戸森林地域の縮小となります。場所が、神戸市西区櫛谷町松本で、第二神明自動車道玉津インターチェンジの北側に位置する森林です。こちらは現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものです。変更面積は 1ha となっております。森林法の許可日が令和 2 年 3 月 31 日、完了確認日が令和 4 年 2 月 4 日となっております。神戸市の太陽光条例に基づく許可日は、令和 2 年 4 月 13 日、完了検査合格日が令和 3 年 5 月 20 日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備しております、工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の施設基準にも適合しております。地域住民との協議状況ですが、松本自治会への説明会が、令和元年 11 月 16 日に実施されており、その際、住民の方からの要望としまして、主に雨水処理と調整池の土砂について、要望が出されております。要望に対する対応としては、雨水流量計算の説明と、3 年ごとの調整地の土砂浚渫工事の説明が行われております。

続きまして、報告案件 3 について、ご説明させていただきます。資料 2-3 をご覧ください。神戸森林地域の縮小となります。こちら報告案件 2 の付近に位置する森林です。こちらも現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものです。変更面積は 2ha です。森林法の許可日が令和 2 年 3 月 31 日、完了確認日が令和 4 年 2 月 25 日となっております。神戸市の太陽光条例に基づく許可が令和 2 年 4 月 13 日、完了検査日が令和 3 年 12 月 23 日となっております。安全性、防災性に関する事項、地域住民との協議状況ですが、報告案件 2 と同じ内容のため、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、報告案件 4 でございます。資料 2-4 をご覧ください。宝塚森林地域の縮小です。場所が、宝塚市山手台西で阪急宝塚線山本駅の北側に位置する森林です。こちらは現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、住宅団地の造成により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものでございます。変更面積は 5ha です。森林法の許可日が昭和 61 年 3 月 11 日、完了確認日が令和 4 年 3 月 29 日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備しております、工事完了も確認済みでございます。地元、地域住民との協議状況ですが、県要綱の林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続きに関する要綱というものが、平成 8 年に施行されておまして、許可がその要綱以前であるため、これにはよらず、周辺の自治会と同意書を取得している状況でございます。

続きまして、報告案件 5 でございます。資料 2-5 をご覧ください。小野森林地域の縮小でございます。場所は小野市市場町に位置する森林で、今回の位置図には入っておりませんが、この南側約 3km のところに、山陽自動車道の三木小野インターチェンジがございます。現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、北播磨総合医療センターの建設事業により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものでございます。変更面積は 1ha です。森林法の協議日は、令和 3 年 4 月 15 日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の協議基準により整備がされております。

続きまして、報告案件 6 でございます。資料 2-6 をご覧ください。三木森林地域の縮小になります。場所が三木市吉川町福井で、中国自動車道吉川インターチェンジの北側に位置する森林です。こちらは現在、都市地域及び森林地域に属しております。総合射撃場の設置により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものでございます。変更面積は 8ha です。森林法による協議日は令和 3 年 12 月 1 日です。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の協議基準に

より、整備が行われております。地域住民との協議状況ですが、福井地区自治会から、鉛公害等を考慮した水対策や、周辺の道路整備について要望が出されており、環境省が定めた射撃場に係る鉛汚染調査対応策ガイドラインに基づいた対応と、三木市と調整し、必要な道路を整備することで、事業者が対応しております。

続きまして、報告案件 7 でございます。資料の 2-7 をご覧ください。丹波森林地域の縮小でございます。場所が丹波市市島町下竹田で、J R 福知山線丹波竹田駅の東側に位置する森林でございます。こちらは現在、都市地域及び森林地域に属していますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものでございます。変更面積は 41ha です。森林法の許可日が令和 2 年 8 月 2 日、完了確認日が令和 3 年 7 月 5 日となっております。太陽光条例に基づく事業計画届は、平成 30 年 5 月 17 日、完了届が令和 3 年 7 月 13 日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備しており、工事完了も確認済みです。太陽光条例の施設基準にも適合しております。地域住民への協議状況ですが、石原区・森区・表区自治体への説明を、平成 29 年 12 月 2 日に実施しておりまして、その際、住民からの要望は特にありませんでした。以上で報告案件 7 の説明を終わらせていただきます。報告案件は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。報告案件 7 件ありましたが、ちょっと量が多いですが、ご質問等よろしく願いいたします。どちらからでも構いませんので、お願いいたします。はい、お願いします。

○2 番委員

最後の 41ha についてすごく大きいなと思い、見たとき驚いたのですが、住民からの要望はないということで、本当に安全性の確認はできているのでしょうか。例えば大雨の場合、この前の大雨のようなことがありますので、とても心配になるのではないかなと思います。

○事務局

私どもの確認した上では、三区とも説明を聞いた上で、異議なしとの回答を終えているとお聞きしております。実際、内部でどういった細かい議論があったのかは不明です。申し訳ございません。

○会長

こちら、ゴルフ場か何かの造成をしていたところの案件でしょうか。ゴルフ場が頓挫して、何かそういう案件が確かこの辺りであったと思いますが、わかりますでしょうか。

○事務局

おっしゃった通り 1990 年にゴルフ場が頓挫して、その跡地の利用として今回、ソーラー発電所ができています。敷地面積 120haのうち、開発している区域面積が 41haということです。以上です。

○会長

よろしいですか。はい、お願いします。

○2 番委員

はい。これからどうなっていくかということは、県もしっかりと見ていかないといけないと思います。資料 2-2 と 2-3 に関してですが、開発される業者は同じ事業者でしょうか。わかりますでしょうか。

○事務局

はい、事業者は異なります。

○会長

はい、お願いします。

○2 番委員

異なるということで、こういう形で少し離れたら、どんどん開発が進むという心配もしております。雨水流量計算の説明、地元に対して 3 年ごとの調整池の土砂浚渫工

事の実施を、地元の方々と約束されていると思いますが、3年ごとに本当に行われているのかどうかは、県としての指導は入るのでしょうか。

○事務局

この2ヶ所に関しましては、県市とも協議をして、30年確率150mm雨量で計算している報告はいただいておりますが、実際に3年ごとに浚渫工事をするかどうかは、あくまで地元の自治会と事業者との取り決めであって、おそらく確認するとすれば自治会さんの方でしていただくことになろうかと思えます。

○2番委員

はい。雨水の流量や規模は、最大値にしているのかもしれませんが、天神川のこともあるので、本当に地元の皆さんの心配は、私たちもわかります。事故が起きてからでは本当に遅いと思いますので、地元の皆さんも、今年で3年経ってというところにあるのかどうか、それがわかるのかということもあると思いますので、これで終わりということではなく、これからも、県としてもしっかり見ていく必要があるのではないかと思います。兵庫県土地のことですし、やはり森林はすごく大事なところですので、地元の方々ということだけではなく、県としても注視していく必要があるもので、これは要望ですが、ぜひお願いいたします。天神川が本当に大変な状況になっていますので、日常生活を取り戻したいというのが、地元の皆さんの要望です。こういうことが起きないように、ぜひお願いしたいと思えます。

○会長

ありがとうございます。こういう住民説明会とか、ただ地元に向けても、詳細や安全性とかを、地元の方はわからないと思います。事業者は安全とか大丈夫とか、ちゃんとやっているという説明ですが、きちんと地元はどういった点に注意すべきか、地元の方でしかわからない点もあろうかと思えますので、何かそのあたりのフォローというのは、個別法できちんとされているのでしょうか。すみません、私が質問してまいります。地元へのフォローは、県としてしっかりできているという理解でよろしい

でしょうか。

○事務局

そもそも森林法の林地開発許可申請を事業者が作る前に、先ほどお話がありました、地元自治会との合意形成要綱というものを定めておきまして、地元に対してこういう開発をしますという説明会について意見があったものに対して、事業者が見解を述べます。それに対して、数回説明会を行うことや書面で説明することを繰り返して、洪水調整や水害、土砂の流出が無いような森林法の審査基準に基づいた、何年確率で計算したら大丈夫ですという計画を、事業者として計画していますというお話をしています。地元協定というのは、森林法上何もなくて、何度か出てきているのですが、事業者と地元自治会と協定を結んでいる事業者が多いです。ただ県の要綱としては、開発、計画書等を出してもらって、この内容だったらちょっと地元もわかりにくいから、もう少しこういうふうな説明内容を入れたいといけないのではないですかということで、事業者を指導しています。なるべく合意形成を図って、適正な開発に導くというところですが、ただ、太陽光発電、全国いろいろ問題がございますので、反対があるところは当然あります。地元と合意形成を何回も図っても、5回、6回、7回、10回説明会をしたのだけれども、すり合わせがどうしてもできないということで、地元はもう説明してくれるなというところもあります。その時には県民局が担当しますが、合意形成をやり尽くしたという判断をして、申請者が希望すれば申請し、森林法の四つの基準に水害の防止や災害の防止がありますが、事業計画内容が森林法の基準に合致していれば、許可しなければならないことになっています。その後、許可後に許可に対しての不服申し立てを行う自治会もございますし、全国的には裁判を行う事例もございます。ただ申請前に、20年間の売電期間がありますので、当然、地元との話し合いをしっかりとした上で事業をしないと、事業が続かないというのはわかっている事業者もありますし、儲かるから問題ないという事業者もおりますけれども、合意形成を図るべきであり、粘り強く指導しております。以上です。

○会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、3番委員お願いします。

○3番委員

うちの町では今風力が、21基、総額300億円以上かけた計画があり、地域は反対していますが、非常に土地を売りたいという地権者もいます。そういう状況の中で、集落は反対でも地権者は売りたいので、一部売っているところもあります。そういうことで、業者はどんどん入り込んで、土地の買収でなく、賃貸契約でやっています。賃貸の契約は、地権者の方からは一方的に解約はできず、事業者は実権を持っているような不平等な契約書を展開されています。土建業者とか、そういう不動産業者を使ってやっていますが、結局、相手は外国の資本になります。20年後には撤去しますと、集落とのそういう約束を文面には書いているのですが、それが実施できるかどうか、そういう不安があったりして、なかなか合意形成はできていません。町も反対していますし、集落も総会で決を採られているということをおっしゃいます。非常に個人を責めていくという、そういう現状はあります。そういったところのチェックで、良い悪いで反対しても、法的にクリアしていたら通ってしまう。そういう状況はあるのですが、そこら辺のチェックをやはり県という公の立場で、本当にチェック体制をやって欲しいなというのが地域の希望です。

○会長

はい、ありがとうございます。何か事務局からコメントありますか。

○事務局

いただいたご要望について、関係部局と検討して、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

○会長

はい、ありがとうございます。今、クリーンエネルギーという名のもとに、風力発電と太陽光パネルが乱立するような事態になりかねない状況になっていると思います。

ここはやはり、この審議会ですっきり、兵庫県全体をどう土地利用していくのかというのを審議するべきですが、設置された段階でしかチェックできないという状況というのも課題かと思えます。兵庫県全体のこの土地利用のあり方、特に非常に小規模な森林の縮小ということですが、これが積み重なって行って、ボディブローのようにじわじわと効いていくというのが、ちょっと怖いなという印象を持ちました。そのあたり、またぜひこの場で議論するような場を、設定していただきたいなと要望いたします。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○9番委員

個々の案件について、斜面の安定性や防災性というのは、検討されていると思います。太陽光で森林が外れたということで、森林だったら、雨が降って雨水を涵養するものが、太陽光の土地になってしまうと、雨が染み込まずに流れてしまいます。そうすると、兵庫県全体とか大きい目線で見たときに、例えばこの資料7の場所ですと、竹田川があって、どのぐらいの広さのものが森林から外されたことによって、例えば川に流れ込むといった大きな河川の増水で、どのぐらい水位として増えるかという、1個1個の案件ではなくて、もっと下流がどうなるかという検討はなされているものでしょうか。そういった視点が多分、全体を見るという話だと思います。

○事務局

ポイントで見るのではなく、例えば一つの河川流域全体で見るという話でよろしいでしょうか。その辺は勉強不足でして、確認させていただきたいと思えます。

○事務局

それぞれの個別の開発にあたって、下流の河川などを調査しまして、パネルであれば水がさっと流れるものが、森林だったら地下に浸透することで、その差が生じますので、その影響が下流のどこまで影響があるかというのをまず調査するため、河川の断面などを調べます。それを補う部分について、洪水調整池を事業区域内に設置します。そのため、開発に伴って、水がたくさん流出することについては、事業地内で処

理できるようにしております。大きな池をつくって、その大きな池から一気に出たら意味がないので、そこはその大きさが何cm×何cmと計算して、1時間当たりどれぐらい流出しても大丈夫という計算を全てして、それがクリアになっておれば、審査が行われて許可となります。あと兵庫県では、総合治水条例がありますので、そこでも審査することになっております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございますそのほかいかがでしょうか。

○4番委員

よろしいですか。はい。ちょっと別の案件です。資料2-4の住宅団地の造成の件ですが、手続き的に確認させていただきたいのは、こちらは森林の造成が実際行われているので、開発の許可が基本的にはおりていると思いますが、把握されているかわからないですが、それに伴って市街化区域への編入が、宝塚市さんの方で行われているのでしょうかというのが一つ目です。

二つ目が、私が兵庫県の建設業の入札に対する意見を、申し上げさせていただくということを、別でさせていただいていて、そこでたまにあるのが、いわゆる治山事業で、市町が開発に関わっていて許可を出して住宅地造成したところの、山間の急傾斜地の工事を県がやっているのですよね。これ何か何とも言えないなと思います。そもそもそこに、住宅開発をすべきではないという安全面とか、立地適正化とかいろんな観点があるのですが、ちょっと疑問に思っていて、伺いたいのは、今回、許可が出ていると思うのですが、この山がその後崩れないとかいうところもちゃんと確認して、例えば市が開発したところを、また県が面倒を見るような、そういったことが起こらないようになっているのでしょうかというところを、ちょっと伺いたかったです。

○事務局

事務局からお答えします。まず、市街化調整区域から市街化区域になっているのではないかというご質問ですが、もう開発されていますので、もともと調整区域

であった分は、市街化区域編入されています。調整区域でも、市街化区域のどちらも都市計画区域ですので、都市地域の変更は特に変更はなく、必要はございません。開発につきましては、区画整理か開発許可かどちらかで、安全性は担保されて造成をされていると考えております。以上です。

○4番委員

背後の山の危険性についても十分にリスクを考えて、許可を出されているということではよろしいでしょうか。

○事務局

はい。開発許可にしても区画整理の認可にしても、その辺は全部確認した上で工事について、着工が認められていると考えております。

○4番委員

承知しました。ありがとうございます。

○会長

そのほかいかがでしょうか。はい、お願いします。

○2番委員

同じところですが、完了確認が去年で、全体で36年間ぐらいかかっているのですが、それはなぜでしょうか。年数が経っているなど思ったので伺いました。

○事務局

お答えします。これは開発予定区域を一度に開発は難しいため、区域を分けて完了していますので、これだけの長期間になっております。

○2番委員

それにしてもちょっと長すぎるのではないかと思います。大体このようなものですかね。私も今日初めてですのですみません。

○事務局

もともと計画している開発面積にもよるとは思いますが、かなり広い分野に入ると思

いますので、これだけの長期化になっているのではないかと考えられます。

○事務局

資料の 2-4 の図面ですが、今回の報告案件としては、この黄色い着色の部分だけですが、実はここの住宅団地、全部が会社名を言っていないのかどうかちょっとわからないですけど阪急不動産で、阪急沿線で開発を行っているデベロッパーです。今は阪急阪神ホールディングスになっております。そこがちょっとずつ、阪急電車の駅に近い方から順番に開発しております。昭和 61 年に全体の開発許可を受けた後、それぞれ工区を分けて開発しているという状況です。大体、2 月か 3 月ぐらいになると、阪急電車の中吊り広告や、テレビのコマーシャルが打たれ、ちょっとずつ切り売りされています。また、先ほどの防災は大丈夫なのかということですが、このような大規模な開発については、山際のところに砂防ダムや治山ダムよりも少し小さいタイプのものを、谷間の出口の住宅団地になる予定の少し上手の上流に設置して、土砂の流出がないようなことを個々の事業者が行っています。ただ、太陽光発電も含めて、小規模の 1ha、2haの開発について、大規模な土砂止めというのは行っていないという現状ですが、これぐらいの規模になりますと、先ほど先生がおっしゃった治山ダムと同じようなものを設置しております。以上です。

○4 番委員

ありがとうございます。今、グーグルの地図で実際現場を見たら、本当にすべての所に堰堤がしっかりできておりました。これは事業者がやられるのでしょうか。

○事務局

はい。この開発を行うにあたって、昭和 61 年ですので現場に行くと、かなり古いものがそこかしこにあり、今、見ていただいているような形になっております。山が崩れても、住宅街には土砂が流れ込まないということですので、治山事業はおそらくしなくてもいいのではないかと、そこはちょっとわからないですが、しっかり事業者が対応しております。以上です。

○ 4 番委員

ありがとうございます。

○ 会長

よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。ちょっと私からよろしいでしょうか。太陽光パネルと総合射撃場で、短期間の間に森林伐採を実施したということによろしいでしょうか。特に総合射撃場、資料 2-6 については、8ha というちょっと面積が大きいのですが、この面積すべてを、森林伐採をしたのかどうか教えていただけますでしょうか。

○ 事務局

基本的に造成区域について、木が生えていたところにつきましては、伐採をさせていただきます、今工事中ですけれども、法面工事等を行っております。

○ 会長

はい。ありがとうございます。先ほどの資料 2-7 の丹波市市島町ですが、このゴルフ場跡地で伐採はあったのでしょうか。それとも森林の状態にはなかったのか、伐採を行ったのかわかりますでしょうか。

○ 事務局

ゴルフ場の状態がわかる資料が無いのですが、頓挫したということですので、推測でしかないのですが、ある程度開発を行ったのではないかと思います。一気に伐採しているかどうか否かにかかわらず、パネルを置いたことによって影響がある部分については、調整池や、事業地の外側に緩衝帯として緩衝林を残す計画になっております。

○ 会長

ありがとうございます。1990 年代に頓挫したということだと、大分森林になっていた可能性があるかなと思いましたが、質問させていただきました。あと 2-6 の総合射撃場ですが、鉛、公害等については対策を行ったということで、騒音についての対策等はいかがでしょう。

○事務局

失礼いたします。現在、工事中ですが、基本的にすごく近所に民家等はありません。数件ございます周辺の方につきましては、工事の期間中でも申し出がございましたので、こちらの方で説明に上がりまして、了解を得ております。

○会長

はい。ありがとうございます。

○1番委員

射撃場のことはご存知ですか。

○会長

はい。存じております。県営の総合射撃場ということで、何かご質問よろしいでしょうか。

○1番委員

いえ、ご存知でなかったら、宣伝いただけたらと思ひまして。

○会長

委員の皆様の中でご存知無い方も多いためと思ひますので、ご説明をお願いできますか。

○事務局

失礼いたします。今、工事にかかっておりまして、工事自体は今年度中、3月ぐらいに終わる予定で進めさせていただいております。それから準備等々ございますので、来年の6月の供用開始を目指して、工事を進めさせていただいております。総合射撃場ということで、もちろん銃が撃てる所ですが、県でさせていただいておりますのは、ご承知かとは思ひますが、兵庫県の場合、獣害が大変多いということで、その獣害対策をいかに進めるかということで、整備を進めさせていただいております。ご承知のように狩猟用の銃ですが、狩猟免許者というのも減少、特に高齢化が進んでいるということもございまして、今回、整備する射撃場を利用いただきまして、捕獲に関わる方を育成するというところで、兵庫県の獣害対策が少しでも進むように、

現在、整備を進めさせていただいております。また今後、管理者等々も決めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。私の専門の分野でありますので、少しでも解説させていただきますと、兵庫県の場合は、特定鳥獣保護管理計画でシカ、イノシシ、ニホンザル、クマという4種を策定しております。この中で、シカ、イノシシの捕獲者が必要だという点に関しては、実はこれ他では書かれてはいないのですけれども、兵庫県では狩猟者、スポーツハンティングの狩猟者、趣味の狩猟者ではなくて、きちんと地域の獣害対策を担う人、これ日本語では無くて、英語で言うとカラーと言い、直訳すると間引者という表現になるのですが、欧米ではそういったカラーがいます。スポーツハンティングはスポーツハンティング、カラーはカラーと役割が全く違っております。そういった捕獲者がいまして、日本の中では残念ながら、狩猟者に依存しているという状況ですが、趣味のスポーツハンティングに依存するのではなく、やはり地域の捕獲活動を担う人材をしっかりと育てていく必要があるということで、今後カラーを育てていこうという、そういった記述がございまして、射撃場だけでそれが育成されるということではありませんけれども、ここがそういった育成の拠点になると理解してよろしいでしょうか。そういったことで、スポーツハンターではなく、地域の捕獲活動を担う人材をしっかりと育成していくと、そういった人材を育てていく拠点になることを願っているのですけれども、森林伐採をして野生動物の生息場所を奪った結果、出没するから獣害対策しますなんてことにならないように、よろしくお願いいたします。他いかがでしょうか。どうぞ。

○8番委員

今後、太陽光の開発はおそらく増えていくと思います。場所の選定については、森林がかなりターゲットになるのかなというふうに思いますけれども、開発自体が20年という、期限を切った開発で、例えばそれが切れるときには、個別法の許可基準に

については、変動があるかもしれませんが、例えば同意とか地域に対する説明とかがあってというのが、20年でOKして、継続更新のときには、当初のような縛りがあるのかどうか、例えば継続するときは、もう簡単に紙切れ1枚で継続ですよというふうになるのか。その辺について、何か現状ではありますか。

○事務局

県では太陽光条例を持っておりまして、設置の前に届け出をしていただいて、設置基準、安全性がメインになりますけれども、そういったところの確認をして設置をします。20年というのはFIT法、国の法律で買取期間が20年ということですので、20年後には一般的にはそこで買い取りが終わりますので、廃棄されるという形になるかと思っておりますけれども、条例の中では、その廃止にあたって、届け出を求めるような規定になっておりまして、太陽光条例が平成29年から始まっておりますので、廃止というような施設は出てきておりませんが、20年後以降には廃止の手続き、ちゃんと綺麗に元に戻すというところを確認するための手続きというのは設けております。また、それからFIT法に関しましても、廃棄に関しての廃棄費用の積み立てという規制も入っておりますので、一定の対策はできていると考えます

○会長

よろしいですか。

○8番委員

基本は廃止するということですね。例えばFITがどうなるかということもあるでしょうが、カーボンニュートラルとかいろんな世の中の流れで、施設そのものは、引き続き何とか利用できるとするならば、継続する時には、業者さんこうなさいということは、今はそのようなことは定めてないということですね。

○事務局

基本的に今の届け出の状況を見ると、20年ですばっと終わるっていうところはあまりなくて、もう少し長くやりますというところも結構あります。20年でやめてし

もうというところは、そんなに無いのではないかと考えておりますが、実際はどうかわかりませんし、パネルの耐用年数もあるかと思えますし、どんどん新しいものが出てきて、高性能なものも出てきておりますので、例えばやりかえる場合につきましては、規模にもよるのですが、変更の届け出を求めるところで確認はしておりますので、その辺も一定の状況というのは把握できているということと、それから、今の買い取りの話はFIT法という、国が一定期間一定額で買い取るということですが、今、その買い取り額がどんどん下がってきておまして、あまり業者としても旨みがないということで、FIT以外で例えば工場と直にやりとりをして、売電するような所も出てきております。そういったところは、経産省の話になりますので、私の方であまり詳しくはわかりませんが、そういったところの規制がちょっと弱いということも聞いておりますので、今後、そちらの方の検討も、国でされていくのかではないかと考えております。

○会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。非常に幅広い内容を把握しないと、実際に可否を判定することは、非常に難しいなと思うのですが。今のお話で、例えば太陽光パネル事業者が、途中で頓挫して倒産しましたといった場合のセーフティネットと申しますか、事業者がいなくなってしまうという時のセーフティネットというのは、整備されているのでしょうか。兵庫県としては、そういったリスクが様々なあると思うのですが、リスクにどのように対応できているのかできていないのか、現状がわかればありがたいのですが。

○事務局

私どもでは、設置にあたっての届け出を求めているところがございますので、事業者のリスク管理とその辺はちょっとわからないところではあるのですが、今のところ、頓挫したようなところは聞いておりません。ただよくあるのが、FIT認定を取って設置をして、それを転売でいろんな業者にどんどん移っていくというようなこ

とがされているようで、おそらく業者が倒産したとしても、次に買い取り業者があらわれるのではないかと考えておりますが、実際の事例については把握しておりません。

○会長

ありがとうございます。今の時点で、あまり兵庫県としてのそういったセーフティネットは無い状態という理解でよろしいでしょうか。おそらく、不測の事態ですとか想定外とか、そういったことばかり最近起こるのですが、そのあたり、現状どういう状態かという認識を持っていた方がいいかなと思います。事務局いかがでしょうか。現状で構いませんので、

○事務局

事務局です。事業が失敗した場合や、事業の継続が困難になった際に、制度上としては、太陽光条例の中で、先ほどご説明いただいた通り、廃止にあたっての撤去に関して廃止届を出していただきます。それ以外に関しても、環境上防災上の措置を義務づけするような条例にはなっているのですが、現状としては、条例が施行されて数年しか経ってない状態で、太陽光を廃止しますという方が出ていませんので、これから頻発してどうなるかということについて、不透明なところはご指摘の通り考えられると思います。

○会長

はい、ありがとうございます。

○6番委員

古い話です。10年ぐらい前、私は県職員のOBなので、現役の頃に、ため池にたくさん太陽光ができたので、そのときに規制するものが何もなかったのです。文書を出して、地元の土地改良区や水利組合さんが太陽光を設置させるときに、撤去費用は自分たちがもらって、それを担保しておくよというような指導はしたことがあります。いくつか見る中で、しっかりと開発事業者からお金をもらって、積立というような事例もございました。

○会長

そういった何らか、きちんとその想定外を踏まえた上での対応というのが、特に新しい事業に必要なようになってくると思いました。このあたりは急にということは難しいと思いますが、しっかり考えていく必要があるというところが、本日重要な点だと思います。特に西村委員の巨大風力発電のようなもので、事業者がいなくなってしまうということが起こった場合に、何が起こるのかといったことをしっかり考えておかなければならないなと思いました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。はいどうぞ。

○3番委員

うちの風力発電は最初、資本が1万円で会社の説明があった。今、何千万かになったのですが、会社がもう変わっているのですよ。スタートして、今年で5年目になりますけれども、そういう背景はありますから、非常に胡散臭いと言っては悪いんですけど、そういう側面があるということでございます。

○会長

私、環境影響評価の委員もやっているのですが、そちらの方でも新温泉町の風力発電は大きな問題となりましたが、これも意見を言うことしかできないと、環境影響に配慮してくださいという要望を出すことしかできないというところですので、こういった新しい事業にどう兵庫県として立ち向かっていくかというところを、今後ぜひ検討させていただけたらありがたいと思います。でもよく考えたらこの委員会は、年1回ですよ。年1回ということで、ちょっと忘れてしまいますけれども、来年ぜひちょっとそういったところを、しっかり議論できるとありがたいなと思います。ありがとうございます。ほか、よろしいですか何か。ご意見等どうぞ。

○5番委員

年1回ということで驚きましたが、私ども地元で太陽光を行うことに関して環境審議会に入っているのですけれども、それに対して私たちが意見を出させていただいて

も、法的に許可されれば、事業自体が行えるわけですね。私たちはどうしようという
ことで、差しさわりのあるところ、いろんなところを現地調べさせていただいて、
こういうところへ話が及ぶのであれば、だめという審議会の方で答えを出すのですが、
今後、どうなるかいうことを市民としても本当にそこが一番心配なところですよ。

○会長

非常に許可といいますか、届け出制というところが大きな問題になっていると思
います。ただ、しっかり声を上げていかない限り、変わっていきませんので、いろい
ろな場面でしっかり市民、県民の声が届くような、そういったシステムで県政をやっ
ていただきたいと思います。はい。ご意見として受けとめていただきたいと思いま
す。よろしく願いいたします。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。そう
しましたら報告案件 7 件について、ご質問、ご意見、出尽くしたと思います。第 54
回審議会の議決通り、当審議会としては、支障がないと言うものとして取り扱いた
いと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他、審議と報告案
件跨って構いません。全体としても、よろしいですか。何かご質問ご意見よろしい
でしょうか、全体として。大分ご意見いただきましたので、事務局もよろしいです
か。そうしましたら、以上をもちまして、本日の議題は終了させていただきたいと思
います。長時間のご審議ありがとうございました。では、事務局にお返しさせていただきます。

○事務局

会長、委員の皆様方、ありがとうございました。本日ご審議いただきました土地利
用基本計画の一部変更につきましては、8 月の下旬ごろに変更告示を行う予定にして
おります。また年に 1 回ということでご説明いただいたのですが、今回開催して
おりますのが、令和 4 年に開催できなかった分を 6 月にお集まりいただいて開催さ
せていただいておりますので、また年度内に一度お集まりいただく機会がございます
ので、よろしく願いいたします。以上をもちまして、第 68 回兵庫県国土利用計画審議会

を閉会いたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。それでは、忘れ物のないようお気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

(閉会 11:55)